

定 款

(2025 年 11 月 28 日変更)

日野自動車株式会社

日野自動車株式会社定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、日野自動車株式会社と称する。英文では、HINO MOTORS, LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 次の製品およびその部品ならびに関連する設備・資材・用品の設計・製造・
売買・賃貸借・再生・架装・改造・検査・修理・解体に関する事業
 - (1) 自動車、産業用運搬車両、船舶その他の輸送用機械器具
 - (2) 内燃機関その他の原動機
 - (3) 工作機械、鋳造鍛造機械、組立機械器具、建設用機械器具その他の産業
用機械器具および立体駐車装置その他の一般機械器具
 - (4) 計測機器、計量機器、通信機器その他の電気機械器具
 - (5) 機械加工品、板金加工品、鋳造品、鍛造品、セラミック製品、合成樹脂
製品、農業器材
2. 燃料、潤滑油その他の石油製品の販売に関する事業
3. 家庭用電化製品、自転車、スポーツ用品、衣料品、家具、事務機器、医療用
具、加工食品、日用雑貨品および装飾品の販売に関する事業
4. 陸上運送業、海上運送業、航空運送業、倉庫業、旅行業およびこれらに関連
する運輸サービス業
5. 広告業、出版業および印刷業ならびにこれらに関連するデザイン・マーク等
の企画、制作に関する事業
6. 建築工事・土木工事・設備工事等の企画・設計・監理に関する事業
7. 教育・文化・スポーツ・観光施設および飲食・売店・宿泊施設の運営・管理
に関する事業
8. 不動産の賃貸借・売買・仲介・管理に関する事業
9. 警備防災の請負・管理に関する事業
10. 清掃業および廃棄物処理業
11. 情報通信・情報処理・情報提供に関するサービスおよびソフトウェアの開発・
販売・賃貸借に関する事業

12. 損害保険代理業および生命保険募集業
13. 労働者派遣業
14. 総合リース・レンタル、金融および有価証券の売買に関する事業
15. 前各号に関連する技術開発・技術指導に関する事業および技術情報等の売買・供与・仲介に関する事業
16. 前各号に付帯関連する一切の事業

（本店の所在地）

第3条 当社は、本店を東京都日野市に置く。

（公告の方法）

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

（発行可能株式総数および発行可能種類株式総数）

第5条 当社の発行可能株式総数は、14 億株とし、当社の発行可能種類株式総数は次のとおりとする。

普通株式	11 億株
A種種類株式	3 億株

（単元株式数および単元未満株式についての権利）

第6条 当社の1単元の株式数は、いずれの種類の株式についても100株とする。

- ② 当社の株主は、その有する単元未満株式について、会社法第189条第2項各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（自己の株式の取得）

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（株主名簿管理人）

第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これ

を公告する。

- ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りその他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第9条 当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りその他株式または新株予約権の取扱いに関する諸手続およびその手数料は、取締役会で定める株式取扱規程による。

(基準日)

第10条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項のほか、必要ある場合は、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。

第2章の2 種類株式

(剰余金の配当)

第10条の2 当会社は、剰余金の配当を行なう場合には、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種種類株式を有する株主（以下「A種種類株主」という）またはA種種類株式の登録株式質権者（以下「A種種類登録株式質権者」という）に対し、A種種類株式1株につき、普通株式1株当たりの配当金にその時点における取得比率（第10条の4第2項において定める。以下同じ）を乗じて得られる金額（1円未満の端数を切り捨てるものとする）を、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という）と同順位で、金銭により支払う。

(残余財産の分配)

第10条の3 当会社は、残余財産の分配を行なう場合には、A種種類株主またはA種種類登録株式質権者に対し、A種種類株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産にその時点における取得比率を乗じて得られる金額（1円未満の端数を切り捨てるものとする）を、普通株主または普通登録株式質権者と同順位で、金銭により分配する。

(普通株式を対価とする取得請求権)

第10条の4 A種種類株主は、当会社に対し、いつでも、当会社がA種種類株式を取得するのと引換えに、普通株式を交付することを請求することができる。A種種類株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式の数は、A種種類株式1株につき、取得請求を行なった日における取得比率に相当する数とする。また、A種種類株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数の算出に当たって、1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に規定する金銭は交付しないものとする。

- ② 取得比率は、1とする。ただし、以下に掲げる事由が発生した場合には、取得比率は、それぞれ以下の定めに従い調整されるものとする。

- (a) 株式の分割または併合が行なわれた場合

当会社が普通株式につき株式の分割または併合を行なった場合における取得比率は、以下の算式により調整される。

$$\text{調整後取得比率} = \text{調整前取得比率} \times \frac{\text{株式分割・併合の効力発生直後の発行済普通株式の数}}{\text{株式分割・併合の効力発生直前の発行済普通株式の数}}$$

調整後取得比率の適用開始日は、株式の分割の場合はその基準日の翌日、株式の併合の場合は株式の併合の効力発生日とする。

- (b) 普通株式の発行等が行なわれた場合

当会社が、当会社の普通株式の時価を下回る払込金額をもって、普通株式を発行しまたは保有する当会社の普通株式を処分（株式無償割当てを含み、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本項において同じ）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換、会社分割もしくは株式交付により普通株式を交付する場合を除く。以下「普通株式の発行等」という）する場合における取得比率は、以下の算式により調整される。

$$\begin{array}{rcl}
& & \text{普通} \\
& & \text{株式} \quad \text{普通株式の発行等の後における発行済普通} \\
& & \text{の時} \times \text{株式（自己株式を除く）の数} \\
\text{調整後} & & \text{価} \\
\text{取得} & = & \text{調整前} \times \frac{\text{普通株式の時価} \times \text{普通株式の発行等の際における発行済普通株式（自己株式を除く）の数} + \text{普通株式の発行等により新たに交付された普通株式1株当たりの払込金額} \times \text{普通株式の発行等により新たに交付された普通株式の数}}{\text{普通株式の時価} \times \text{普通株式の発行等の際における発行済普通株式（自己株式を除く）の数} + \text{普通株式の発行等により新たに交付された普通株式1株当たりの払込金額} \times \text{普通株式の発行等により新たに交付された普通株式の数}}
\end{array}$$

本号において、「普通株式の時価」とは、(i) 当該普通株式の発行等の基準日（基準日がない場合は、普通株式の発行または処分についてはその払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）、無償割当てについてはその効力発生日とする。以下「調整基準日」という）において当会社の普通株式が上場している場合には、調整基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格の平均値に相当する金額（1円未満の端数については、小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する）をいうものとし、(ii) 調整基準日において当会社の普通株式が上場していない場合には、調整基準日において以下の算式により算出される当会社の1株当たり簿価純資産額（連結ベース）をいうものとする。

$$\begin{array}{rcl}
& \text{最終の} & \text{剰余金の配当} \\
& \text{連結貸} & \text{または自己株} \\
& \text{対照表} & \text{式の取得によ} & \text{新株式申} \\
& \text{の基} & \text{り当該連結貸} & \text{込証拠金} & \text{新株} & \text{少数} \\
& \text{づく純資} & \text{（借対照表の会} & \text{+ および自} & \text{+ 予約} & \text{+ 株主）} \\
& \text{算額} & \text{計期間の末日} & \text{己株式申} & \text{権} & \text{持分} \\
& \text{当会社} & \text{経過後に支払} & \text{込証拠金} & & \\
& \text{の1株} & \text{われた金銭の} & & & \\
& \text{当たり} & \text{額} & & & \\
& \text{簿価純} & = & & & \\
& \text{資算額} & \text{発行済普通株式} & \text{発行済A種種類株式} & & \\
& \text{（連結} & \text{（自己株式を除く）} & \text{（自己株式を除く）} & \text{× 取得比率} & \\
& \text{ベース} & \text{の数} & \text{の数} & & \\
& \text{）} & & & &
\end{array}$$

なお、調整後取得比率の適用開始日は、調整基準日の翌日とする。

- (c) 上記(a)または(b)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式交付による株式の発行または処分、新株予約権の発行または無償割当てその他上記(a)および(b)に類する事由の発生により取得比率の調整を必要とする場合には、その後の取得比率は、合理的に調整される。
- (d) 上記(a)または(b)で使用する「調整前取得比率」は、調整後取得比率を適用する直前において有効な取得比率とする。

（議決権）

第10条の5 A種種類株主は、当会社の株主総会において議決権を有しない。

（種類株主総会）

第10条の6 当会社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令において要求される場合を除き、A種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

- ② 第10条第1項の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会についてこれを準用する。
- ③ 臨時株主総会と同日に開催される種類株主総会において権利を行使することができる株主は、当該臨時株主総会において権利を行使することができる株主を確定するために定めた基準日の最終の株主名簿に記載または記録された株主とする。

- ④ 第 11 条ないし第 15 条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。

（株式の併合および分割、募集株式等の割当て等）

第 10 条の 7 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、A 種種類株式について株式の併合または分割を行なわない。当社は、A 種種類株主に対し、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行なわない。

（譲渡制限）

第 10 条の 8 当社の A 種種類株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

第 3 章 株 主 総 会

（定時および臨時株主総会）

第 11 条 当社の定時株主総会は毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。

- ② 株主総会は、本店の所在地またはこれに隣接する地において招集する。

（決議方法）

第 12 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行なう。

- ② 会社法第 309 条第 2 項に定める特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行なう。

（総会の議長）

第 13 条 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。

- ② 取締役社長が欠員またはさしつかえがあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序にしたがって、他の取締役がこれに代わる。

（議決権の代理行使）

第 14 条 株主は、代理人をもってその議決権を行使することができる。ただし、その代理人は、議決権を行使することができる当社の株主に限る。

- ② 前項の場合において、株主または代理人は、代理権を証する書面を株主総会ごと

に当会社に提出しなければならない。

- ③ 当会社は、株主が2人以上の代理人を株主総会に出席させることを拒否することができる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の数)

第16条 当会社は、取締役15名以内を置く。

(取締役の選任)

第17条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。
- ③ 取締役の選任は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第18条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結したときに満了する。

- ② 増員または補欠のため選任された取締役の任期は、他の現任者の残任期間とする。

(取締役会)

第19条 当会社は、取締役会を置く。

- ② 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日より3日前までにこれを発するものとする。ただし、緊急の場合には、この日数を短縮することができる。
- ③ 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったも

のとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

- ④ 前二項のほか、取締役会の運営については、取締役会で定める取締役会規程による。

（代表取締役および役付取締役）

第 20 条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議により、取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副会長および取締役副社長各若干名を置くことができる。

（相談役および顧問）

第 21 条 取締役会は、その決議により、相談役および顧問を置くことができる。

（取締役の責任免除）

第 22 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。

（取締役の責任限定契約）

第 23 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

（監査役の設置および数）

第 24 条 当社は、監査役 7 名以内を置く。

（監査役の選任）

第 25 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

（監査役の任期）

第 26 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結したときに満了する。

- ② 補欠のため選任された監査役の任期は、前任者の残任期間とする。

(監査役会)

第 27 条 当会社は、監査役会を置く。

- ② 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日より 3 日前までにこれを発するものとする。ただし、緊急の場合には、この日数を短縮することができる。
- ③ 前項のほか、監査役会の運営については、監査役会で定める監査役会規程による。

(常勤監査役)

第 28 条 監査役会は、その決議により、常勤監査役を選定する。

(監査役の責任免除)

第 29 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。

(監査役の責任限定契約)

第 30 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第 6 章 会 計 監 査 人

(会計監査人)

第 31 条 当会社は、会計監査人を置く。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 32 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等)

第 33 条 当会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当をする。

- ② 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる。
- ③ 当会社は、前二項のほか、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。
- ④ 未払の剰余金の配当には、利息を付さないものとする。

(剰余金の配当等の支払免除)

第34条 配当財産が金銭である場合は、その支払提供の日から3年を経過したときは、当会社はその支払の義務を免れる。

以 上